—— 学会記事 ——

2014年度 聖路加看護学会 評議員会報告

日 時:平成26年9月19日(金)18:08~19:30

場 所:聖路加国際大学2号館 4階講義室

出席者:評議員19人(うち理事7人・監事2人),指名理事1 人(会計担当),選挙管理委員長(平林評議員)第19 回大会長(森田評議員)・第20回大会長(松谷理事), 季任状9通

<報告事項>

- 1. 第19回学術大会企画委員会 (森田大会長): 事前登録は 102人である. 今年度の演題は, すべて口演にて行う. 明日 の準備は滞りなく終了している.
- 2. 選挙管理委員会(平林選挙管理委員長): 2014(平成26) 年度選挙結果が、別途資料をもとに平林委員長より実施された、会員数622人中、4月末日までに年会費を納入した309人を選挙人とし選挙を行った、被選挙人は243人で、投票率51.1%(無効票14票)であった。今回の選挙では投票用紙を変更し、記名法から地区ごとに被選挙人に丸をする方法に変更した。投票率はあまり変化がなかったが、選出者数が規程を超えていた無効票は1票であり、本方法で問題ないと思われる。選挙の結果、評議員33人が選出された、会員本人が登録している地区で選挙しているため、所属機関と選出地区が異なっている場合がある。評議員33人を選挙人として理事および監事選挙を行った。投票率81.8%にて、理事7人、監事2人が決定した。理事は辞退7人、監事は辞退が1人あった。
- 3. 理事会報告 (山田理事長): 主に定款案についての議論を 行った、今年度より、会計年度を変更し4月1日~3月31 日となっている.
- 4. 庶務 (森理事): 2014年3月31日現在, 会員数647人であった. 受賞候補者の推薦依頼を評議員に行った. 日本看護系学会協議会, 看護系学会等社会保険連合等との連携を行った. 入会案内を配布し勧誘を行った.
- 5. 学会誌編集委員会(亀井理事): 2013年度は,第17巻1号 および2号を発刊した. 投稿呼びかけの活動を行った. 著 作権ポリシーについて,本学会の見解を「査読後論文のみ」 認める旨,SCPJ(学協会著作権ポリシー)に登録した.
- 6. ニュースレター委員会:小山理事欠席のため,森理事より資料をもとに報告があった.
- 7. 学術交流委員会(松谷理事):研究助成の選考を行った. 2013年度9月28日に講演会「ナースのストレス」を実施した.
- 8. 高度実践看護開発検討委員会(山田理事長): 看護系学会 等社会保険連合に参加し、診療報酬および介護報酬改定に かかわっている. 看保連の助成金を得て看護外来の研究を 行い、明日の学術大会にて発表予定である. さらに、外来 での看護に注目し、検討する予定である.
- 9. 会計(佐藤直子理事):選挙管理委員会追加予算を補正している。年度末で、会費納入率77.0%であった。源泉所得税、復興特別所得税を徴収し、法定どおり納税している。公益法人会計基準に基づいた決算報告書を作成した。

<審議事項>

1. 2013年度会計および監査報告(佐藤直子理事): 2013年度 の正味財産合計は12,056,142円である. 経常収益計8,039,651 円,経常費用計4,514,105円,当期経常増減額3,525,546円で あり,正味財産は増収であった. なお,前年度(2012年度) は1.5年の会期にて予算を執行している. また,消費税増税 分が次年度より組み込まれる. 小松監事より,下記の監査報告がなされた.

- ・会則規定に基づき、会計および業務の監査を行った、執行額等一致している旨、認める.
- ・また、役員の職務執行に関する不正がない旨、認める. 上記の説明に対し、異議等なく決算報告書は承認された.
- 2. 一般社団法人聖路加看護学会定款案について(山田理事長): 山田理事長より定款案各章が読み上げられ,下記の補足説明がなされた. 一般社団法人では社員という名称を使っているが,本学会では評議員という名称を用いる. 評議員会は社員総会を意味する.

[質疑応答]

第11条(会員資格の喪失)に、「(5)除名されたとき」とあるが除名の規程はどこか?第15条(評議員)5項に評議員に関連した除名について記載されており、関連する条項として、第29条(役員の解任)があるが、そこには除名でなく解任とある。評議員の除名については記載があるが、会員の除名については記載されていない。

- →除名についての記載はないが、評議員会の権限として解任と除名がある。第14条(懲戒)2項に「懲戒は書面または口頭による厳重注意とする」とあり、懲戒のいちばん重いのが除名であり、懲戒のなかに除名が含まれると思われる。
- →厳重注意とはどの範囲か? 厳重注意とするには、除名 は入らないのではないか、第14条第2項を「懲戒は書面 又は口頭による」とし、「厳重注意とする」を削除しては どうか。

上記について司法書士事務所に確認し,第14条の懲戒には除名は含まないとの説明があり,原案どおりで支障ないことを確認し,定款案は承認された.

井部副理事長より,役員任期について下記の提案があった.

→第58条に関連し、任意団体である学会が一般社団法人となる登記日は2015年4月1日を予定している。ついては第59条にあるとおり、設立登記日に本来なら今年度実施した評議員選挙による新評議員が就任するところであるが、松谷理事以外全員が入れ替わり新しくなるということは、社会的信用を損ねるのではないかと考える。設立にあたった評議員・役員が、円滑な学会運営に取り組み社会的責任を果たすべきと税理士等からの指摘もあったことから、現役員の約1年の任期延長を提案する。

上記説明に対し、異議なく、現評議員および現役員の任期延長が承認された。また、あわせて、現役員が登記時役員となることが承認された。

- 3. 2015年度事業計画案 (山田理事長): 将来構想委員会の立ち上げを例年の事業計画に追加された旨, 説明され, 異議なく承認された.
- 4. 2015年度予算案(佐藤直子理事): 法人化により庶務予算が増大し、赤字予算となっている.

[質疑応答]

2015年4月以降の臨時社員総会の予定はいつか?

- →2015年度総会前日を予定している.
- 一般社団法人となりで税金はどうなるか?
- →支払いは行う. 赤字の場合, 納税率は下がるがゼロには ならない. 予算案の支払は税込価格であるが, 法人税は 加味されていない. 現時点では, 任意団体としての予算 を組んでいる. 法人後に税込の補正予算を作成する予定 である.

明日の総会にて、定款案については重要な審議事項のため、承認は拍手ではなく、挙手で意思確認をすべきではないか.

- →会則27条会則の変更に準じ、挙手にて賛成者の人数を確認することとなった。
- 5. 第21回学術大会長の推薦(山田理事長):吉田俊子氏(宮
- 城大学)が理事長により提案された。内諾が得られた旨も あわせて報告され、総会に推薦することが承認された。
- 6. 第20回学術大会長挨拶(松谷理事): 次年度の学術大会の テーマは「教育と実践のハーモニー」であり、2015年9月 19日(土)に開催する旨、挨拶がなされた.

以上